

## 登録商標「木づかい」の使用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 日本木材総合情報センター(以下「センター」という。)が登録している商標「木づかい」(以下「木づかい」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

### (権利)

第2条 「木づかい」に関する一切の権利は、センターに属する。

### (使用条件と使用申請)

第3条 「木づかい」は、国産材利用の促進及び普及活動に係る団体名や商品名、各種広告・宣伝媒体等に使用することができる。

2 「木づかい」を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合及びセンターが主催するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめセンターの許諾を受けなければならない。

3 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別紙様式第1号)に次の書類を添えて、センターに提出しなければならない。

- (1) 「木づかい」の使用状況がわかる見本、サンプル等
- (2) その他センターが必要と認める書類等

### (使用の許諾)

第4条 センターは、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が国産材利用の促進や普及等に寄与すると認めるときは、「木づかい」の使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をすることができる。この場合において、センターは必要があると認める場合には、「木づかい」の使用法その他について、条件を付することができる。

2 センターは、使用許諾を行ったときは、第6条に定める使用料の請求を行い、納付確認後に使用許諾書(別紙様式第2号)を申請者へ交付する。

### (使用許諾の制限)

第5条 「木づかい」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターは許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) センターの信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) 「木づかい」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (5) その他、「木づかい」の使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第6条 「木づかい」の使用料は次のとおりとする。ただし、区分 A 及び B の用途の場合、木づかいサイクルマークに登録している企業・団体に対する使用料は免除する。

用途区分	年間使用料
区分 A: 単発的なイベント名に使用する場合	10,800
区分 B: 商品名に使用する場合	21,600
区分 C: 組織名、サイト名等に使用する場合	32,400
区分 D: その他	区分 A~C を基準に定める

2 上記の用途区分の複数にわたる使用の場合は、区分ごとに使用料を納付しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物品等をセンターに提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の使用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 「木づかい」の商品等への使用、宣伝・広告に際しては、許諾番号「一般財団法人 日本木材情報センター(#7桁の登録番号)」又は「Japan Wood Products Information and Research Center(#7桁の登録番号)」を、その商品、包装、広告媒体等に明記すること。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他の使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(許諾内容の変更等)

第9条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別紙様式第3号)を、センターに提出し、許諾を受けなければならない。

2 センターは、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別紙様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物品等の回収、廃止等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1)使用者がこの規程に違反した場合

(2)使用者が第4条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(3)申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4)第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5)その他使用継続が不相当であると認められた場合

2 センターは、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 センターは、必要に応じて、使用者に「木づかい」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第11条 センターは、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 センターは、「木づかい」の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「木づかい」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、センターに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、「木づかい」の使用に際して故意又は過失によりセンターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 センターは、「木づかい」の許諾及び活用等の状況について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、センターが行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、「木づかい」の使用に関し必要な事項は、センターが別に定める。

第16条 センターは、この規程の一部又は全部を適宜変更又は廃止することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。



## 登録商標「木づかい」使用申請書

年 月 日

一般財団法人 日本木材総合情報センター  
理事長 松本 有幸 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

担当者名

電話番号



商標「木づかい」を使用したいので、「登録商標「木づかい」の使用に関する規程」に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 用途区分（区分の左欄に○を付ける）

	区分 A：単発的なイベント名に使用
	区分 B：商品名に使用
	区分 C：組織名、サイト名等に使用
	区分 D：その他

## 2. 使用方法（上記 1 の内容を具体的に記入）

## 3. 使用期間

(開始) 年 月 日～(終了) 年 月 日

※終了は期間が限定される場合のみ記入

登録商標「木づかい」使用許諾書

年 月 日

一般財団法人 日本木材総合情報センター

理事長 松本 有幸

(組織名)

(代表者名) 殿

登録商標「木づかい」を下記の条件で使用することを許諾いたします。

記

1. 用途区分

2. 使用方法

3. 使用期間

付与条件



## 登録商標「木づかい」変更申請書

年 月 日

一般財団法人 日本木材総合情報センター  
理事長 松本 有幸 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名



担当者名

電話番号

商標「木づかい」を使用したいので、「登録商標「木づかい」の使用に関する規程」に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 用途区分の変更（区分の左欄に○を付ける）

変更前（現在の用途区分）			変更後	
<input type="checkbox"/>	区分 A：単発的なイベント名に使用	→	<input type="checkbox"/>	区分 A：単発的なイベント名に使用
<input type="checkbox"/>	区分 B：商品名に使用		<input type="checkbox"/>	区分 B：商品名に使用
<input type="checkbox"/>	区分 C：組織名、サイト名等に使用		<input type="checkbox"/>	区分 C：組織名、サイト名等に使用
<input type="checkbox"/>	区分 D：その他		<input type="checkbox"/>	区分 D：その他

2. 使用方法の変更（上記1の変更後の内容を具体的に記入）3. 変更後の使用期間

(開始) 年 月 日～(終了) 年 月 日

※終了は期間が限定される場合のみ記入

登録商標「木づかい」変更許諾書

年 月 日

一般財団法人 日本木材総合情報センター

理事長 松本 有幸

(組織名)

(代表者名) 殿

登録商標「木づかい」を下記の条件で、使用することを許諾いたします。

記

1. 変更後の用途区分

2. 変更後の使用方法

3. 変更後の使用期間

変更後の付与条件